

会員各位

公益社団法人東京都府中市歯科医師会
会長 金森 泰

インボイス制度の開始に伴う歯科医師会の対応について（2）

いつも会務運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。皆様ご承知のとおり、インボイス制度が10月1日よりスタートしました。ご案内しておりますように、消費税の税込みで支給されております各医院で行う成人歯科健診と妊婦健診に関して、支給額を変更することが10月の理事会において承認されました。10月1日以降に実施される健診から以下の様に変更いたしますので、会員の皆様にはご理解ご協力いただけます様よろしくお願い致します。

免税事業者の会員の皆様に支給する委託費を、以下の様に決めますのでご了解ください。

| | 現行 | インボイス制度開始以降 | | |
|------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | ～R5. 9. 30 | R5. 10. 1～ | R8. 10. 1～ | R11. 10. 1～ |
| 成人健診 | 8,200 | 8,051 | 7,828 | 7,455 |
| 成人健診（訪問） | 12,380 | 12,155 | 11,818 | 11,255 |
| 妊婦歯科健診（個別） | 5,500 | 5,400 | 5,250 | 5,000 |

※来年度からの NEC の企業健診についても同様の措置を行う予定です。

インボイス登録をされていない場合、または連絡いただかず登録の有無が不明の事業所については、免税事業者として減額した金額をお支払いいたします。インボイス登録されている場合には、登録番号を事務局までお知らせください。登録は義務化されるわけではありませんし、10月以降でも申請が可能です。各診療所の経理の方とよく相談し対応をお願いいたします。